



島根県報

令和2年6月9日（火）

第 113 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|----------------------------|-------------------|---|
| 生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 | （地 域 福 祉 課） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 | （ " ） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | （ " ） | 3 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | （障 がい 福 祉 課） | 5 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | （農 村 整 備 課） | 5 |
| 保安林予定森林 | （森 林 整 備 課） | 6 |

【公 告】

| | | |
|----------------------------|------------|----|
| 島根県通送業務に係る提案競技の実施 | （総務事務センター） | 7 |
| 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 | （水 産 課） | 11 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|-----------|----|
| I P R形移動用無線機（I P R－ML）の購入に係る一般競争入札の落札者等 | （警 察 本 部） | 16 |
|---|-----------|----|

【選管告示】

| | | |
|---|--|----|
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 | | 17 |
|---|--|----|

告 示

島根県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | | 変更年月日 |
|-----------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | | 所在地 | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 社会福祉法人 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地10 | 認知症対応型通所介護 | デイサービス 金太郎の家 | デイサービス 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地10 | 平成29年 4月1日 |
| | | 介護予防認知症対応型通所介護 | | さざんか | | |

島根県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | | 変更年月日 |
|-----------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 有限会社 ともみ工房 | 雲南市三刀屋町三刀屋1129番地4 | 福祉用具貸与 | 有限会社 ともみ工房 | 雲南市大東町養賀670 | 雲南市三刀屋町三刀屋1129番地4 | 平成31年 2月1日 |
| 社会福祉法人 やまゆり | 出雲市佐田町一窪田1961番地5 | 訪問介護 | やまゆり訪問 介護事業所 | 出雲市佐田町一窪田1961番地5 | 出雲市佐田町八幡原262番地 | 令和2年 5月1日 |
| 社会福祉法人 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地10 | 訪問介護 | デイサービス 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地7 | 出雲市斐川町学頭1510番地2 | 平成29年 12月26日 |
| 社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会 | 隠岐郡西ノ島町大字美田2485番地 | 訪問介護 居宅介護支援事業 | 社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会 | 隠岐郡西ノ島町大字美田430番地10 | 隠岐郡西ノ島町大字美田2485番地 | 平成28年 7月1日 |
| 社会福祉法人 多伎の郷 | 出雲市多伎町小田50番地3 | 通所リハビリテーション 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設 たき | 出雲市多伎町小田50 | 出雲市多伎町小田50番地7 | 平成16年 6月22日 |

島根県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸山達也

| 事業者 | | 廃止する事業 | 事業所 | | 廃止年月日 |
|-------------------------------|-----------------|--|-------------------------------|-----------------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人 わかくさ福祉会 | 益田市上黒谷町526番地5 | 訪問看護 | デイサービスセンター 共楽苑 | 益田市桂平町107番地3 | 令和2年4月1日 |
| 医療法人 同仁 会 | 松江市宍道町白石129番地1 | 訪問介護 | 医療法人 同仁会 きすきヘルパー ステーション | 雲南市木次町山方1111番地 | 令和2年3月31日 |
| 社会福祉法人 おおつか福祉会 | 出雲市矢野町845 | 訪問入浴介護 | もくもく苑訪問入浴 介護事業所 | 出雲市矢野町845 | 令和2年3月31日 |
| 社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部島根県済生会 | 江津市江津町1016番地37 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護 | 白寿園 | 江津市江津町1110 | 令和2年3月31日 |
| 医療法人社団 日立記念病院 | 安来市安来町1278番地5 | 短期入所療養介護 居宅療養管理指導 訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ ビリテーション 居宅介護支援事業 介護療養型医療施設 | 日立記念病院 | 安来市安来町1278番地5 | 令和2年3月31日 |
| 社会福祉法人 仁摩福祉会 | 大田市仁摩町仁万843 | 認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護 | 認知症対応型共同 生活介護事業所 しおさい | 大田市仁摩町仁万843 | 令和2年3月31日 |
| 山口 孝之 | 出雲市大塚町743番地1 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 | 山ロクリニック | 出雲市大塚町743番地1 | 令和2年2月29日 |
| 長坂 行博 | 大田市三瓶町池田2267番地1 | 居宅療養管理指導 訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防訪問看護 | 池田診療所 | 大田市三瓶町池田2267番地1 | 令和2年3月31日 |
| 島田 康夫 | 浜田市殿町83番地30 | 居宅療養管理指導 | 島田病院 | 浜田市殿町83番地 | 令和2年3月1日 |

| | | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|------------|
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | | 30 | 日 |
| 園山 安隆 | 出雲市今市町265の7 | 居宅療養管理指導 | 園山歯科医院 | 出雲市今市町265の7 | 令和2年3月18日 |
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | | | 日 |
| 医療法人社団 優仁会 | 大田市久手町刺鹿2418 | 居宅療養管理指導 | 医療法人社団 優仁会 大澤歯科医院 | 大田市久手町刺鹿2418 | 令和2年3月31日 |
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | | | 日 |
| 社会福祉法人 J Aいずも福祉会 | 出雲市今市町106番地1 | 認知症対応型通所介護 | 社会福祉法人 J Aいずも福祉会 みどりの郷大社 | 出雲市大社町北荒木483 | 令和2年3月31日 |
| 社会福祉法人 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地10 | 訪問介護 | デイサービス 金太郎の家 | 出雲市斐川町学頭1463番地10 | 平成26年3月31日 |
| | | 通所介護 | | | 平成28年3月31日 |
| 社会福祉法人 萌友福祉会 | 雲南市三刀屋町乙加宮3400番地2 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 短期入所生活介護 みとやの郷 | 雲南市三刀屋町乙加宮3400番地2 | 令和2年3月31日 |
| 株式会社 建装 | 出雲市平田町1733番地6 | 訪問看護 | 訪問看護ステーション ココ・リハ出雲 | 出雲市西平田町104番地3 | 令和2年1月31日 |
| | | 介護予防訪問看護 | | | 日 |
| 有限会社 高村 | 益田市戸田町イ978番地3 | 小規模多機能型居宅介護 | 輝ららのさんぽ道 小規模多機能ホーム | 益田市遠田町2291番地 | 令和2年3月31日 |
| | | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | 日 |
| 藤原 裕丈 | 大田市大田町大田口1181番地2 | 訪問看護 | ふじわら眼科クリニック | 大田市大田町大田口1181番地2 | 令和2年2月29日 |
| | | 訪問リハビリテーション | | | |
| | | 居宅療養管理指導 | | | |
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | | | |
| | | 介護予防訪問看護 | | | |
| | | 介護予防訪問リハビリテーション | | | |
| 社会福祉法人 友愛会 | 飯石郡飯南町佐見45番地 | 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業所 愛寿園 | 飯石郡飯南町佐見45番地 | 令和2年3月31日 |
| 有限会社 三晃 | 浜田市下府町1579番地2 | 居宅介護支援事業 | 有限会社 三晃 | 浜田市下府町1579番地2 | 令和2年2月29日 |
| 社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会 | 邑智郡邑南町高見485番地1 | 居宅介護支援事業 | 邑南社協東部居宅介護支援事業所 | 邑智郡邑南町下口羽384 | 令和2年3月31日 |

島根県告示第382号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|--------|-------|--------------------------|--------------|-----------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 岡崎 浩一 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 古志野 海人 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 川原 洋 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 大嶋 丈史 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 森田 祐介 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 安田 優 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和2年5月29日 |
| 大嶋 直樹 | 消化器内科 | 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター | 浜田市浅井町777-12 | 令和2年5月29日 |

島根県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖西岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 多久和修一 出雲市灘分町1230番地
 坂本 浩二 出雲市園町1529番地 1
 新宮 明人 出雲市灘分町142番地
 河中 義秋 出雲市灘分町2741番地
 森山 貞雄 出雲市国富町1116番地 4
 原 裕美 出雲市西代町238番地
 多久和 昌 出雲市灘分町1972番地
 田中 悟 出雲市平田町5748番地

監事

- 久家 昇 出雲市灘分町813番地
 渡部智登志 出雲市灘分町2388番地
 多々納誠司 出雲市灘分町1595番地

2 就任年月日

令和2年4月27日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

森脇 善男 出雲市灘分町1053番地
福田 節朗 出雲市灘分町1170番地
京極 弘幸 出雲市灘分町1868番地
多久和修一 出雲市灘分町1230番地
高橋 道德 出雲市灘分町1343番地
多久和 昌 出雲市灘分町1972番地
常松 光政 出雲市灘分町2012番地
岩浅 英人 出雲市灘分町1627番地
田中 周二 出雲市灘分町1801番地
福間 修司 出雲市灘分町2271番地
岡田 直行 出雲市灘分町2506番地
高橋 満 出雲市灘分町2470番地
坂本 春夫 出雲市平田町7257番地
藤江 宏茂 出雲市平田町5798番地
長岡 信宏 出雲市平田町2722番地
坂本 和広 出雲市園町1256番地
曾田 收 出雲市鹿園寺町19番地

監事

三代 幾夫 出雲市西代町237番地
久家 昇 出雲市灘分町813番地
多々納誠司 出雲市灘分町1595番地
渡部智登志 出雲市灘分町2388番地

島根県告示第384号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町須川2233-1から2233-20まで、2233-23から2233-30まで、2234-1から2234-44まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県通送業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県通送業務

(2) 仕様

別に定める「島根県通送業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約の締結日から令和5年9月30日まで

イ 通送業務期間

令和2年9月30日から令和5年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

166,677,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業者であり、同法第2条第7項第1号に定める特定信書便役務を提供できること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

キ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

コ この提案協議に参加する共同企業体の構成員でないこと。

サ 特定信書便事業者にあつては、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、特定信書便役務

に係る契約を締結し、12月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからケの全ての要件を満たすこと。

エ 共同企業体の代表者が特定信書便事業者である場合は、(1)のサの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和2年6月9日（火）から同年7月2日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。また、令和2年7月2日（木）は午後3時までとする。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター総務グループ

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付票に必要な事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書又は経歴書 1部（特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務に係る契約書の写し又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）
- キ 担当者届 1部
- ク 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年7月2日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5986 F A X 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

※持参の場合は、3の(1)のイの提案競技説明書の配布場所に持参すること。

(4) 提案協議参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和2年7月10日（金）付けで郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は郵送、持参、F A X又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

令和2年6月23日（火）午後5時まで

(3) 提出先

4の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年6月29日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 8部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年7月20日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

4の(3)と同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県通送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者の提案書について、審査委員会による書面審査を行う。必要に応じて第2次審査の前に提案内容を確認するための質問書を送るので、期限までに回答すること。なお、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

(ア) 安全性・確実性

(イ) 効率性

(ウ) 費用

(4) 第1次審査結果及び第2次審査事前質問書の通知

令和2年7月28日（火）までに電話及び電子メールで通知することとする。

(5) 第2次審査の実施について

令和2年8月中旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11第1項により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ又は延期することがある。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

【郵送の場合】

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5986

F A X 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

【持参の場合】

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター総務グループ

12 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Forwarding Services

(2) Deadline for submission of proposal documents : By 3 : 00 p.m. on Tuesday July 7, 2020

(3) For further details, contact : General Affairs Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5986

の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について、次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年6月9日

島根県知事 丸山達也

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から令和元年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第6管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めに後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

| | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 | 留保枠 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------|---------|
| 30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。) | 第6管理期間（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで） | 104.8トン | うち2.7トン |
| 30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。) | 第6管理期間（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで） | 32.1トン | うち1.2トン |

注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知）に基づく配分量の融通の結果、知事管理量に変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量（以下「割当量」という。）は、下表のとおりとする。

| 採捕の種類 | 小型魚 | 大型魚 |
|---------------|--------|--------|
| 定置漁業の割当量 | 28.9トン | 30.9トン |
| くろまぐろ承認漁業の割当量 | 72.2トン | |
| その他の漁業の割当量 | 1.0トン | |

注1 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則

(昭和40年島根県規則第53号) 第7条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。)をいう。

注2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トン、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

| 漁業協同組合 | 採捕の種類 | 報告基準 |
|--|-----------|----------------------------------|
| 漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所 | 定置漁業 | 支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕 |
| | くろまぐろ承認漁業 | 支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕 |
| | その他の漁業 | 支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕 |
| 海士町漁業協同組合 | 定置漁業 | 漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕 |
| | くろまぐろ承認漁業 | 漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕 |

| | | |
|--|--------|--------------------------------|
| | その他の漁業 | 漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕 |
|--|--------|--------------------------------|

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

| 漁業協同組合 | 漁業者の段階 | 漁業協同組合の段階 | 本県 |
|----------------|-----------------------|-----------------|--|
| 漁業協同組合 J F しまね | 各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡 | 担当者は、所属支所長に電話連絡 | ・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあつては、支所長）は、本県水産課に F A X 連絡 ・本県は、送信者に受信連絡 |
| 海士町漁業協同組合 | 各漁業者は、漁業協同組合の担当者に電話連絡 | 担当者は、参事に電話連絡 | |

注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があつた場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

| 採捕の種類 | 緊急の管理措置 |
|-----------|--|
| 定置漁業 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施 |
| くろまぐろ承認漁業 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施 |
| その他の漁業 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施 |

エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があつた場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の2又は3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期

是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

| | |
|--------------|--|
| 割当量の7割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の8割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の9割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

| | |
|--------------|--|
| 割当量の7割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の8割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の9割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

| | |
|--------------|---|
| 割当量の7割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の8割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の9割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |

エ その他の漁業

| | |
|--------------|---|
| 割当量の7割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 割当量の8割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |
| 割当量の9割を超えたとき | <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 |

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年6月9日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 件名及び数量

I P R形移動用無線機（I P R-ML） 129式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社中国支社 支社長 望月 慎一 広島県広島市中区中町7番32号
- 5 落札金額
99,596,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年3月27日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年6月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,349 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 161,241 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 55,969 |
| 浜田選挙区 | 15,042 |
| 出雲選挙区 | 47,395 |
| 益田選挙区 | 12,990 |
| 大田選挙区 | 9,753 |
| 安来選挙区 | 10,833 |
| 江津選挙区 | 6,624 |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,155 |

| | |
|-------|-------|
| 仁多選挙区 | 3,625 |
| 邑智選挙区 | 5,278 |
| 鹿足選挙区 | 3,866 |
| 隠岐選挙区 | 5,621 |

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 161,241